長与町告示第１３４号

長与町立中学校等楽器購入に係る一般競争入札について

令和８年１１月２４日

長与町長　　吉　田　愼　一

このことについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び長与町財務規則（平成１７年規則第５号）第９１条第１項の規定により、次のとおり公告する。

１　入札に付する事項

(1) 入 札 番 号　　８教備第３号
(2) 案　 件　 名　　長与町立中学校等楽器購入
(3) 入 札 方 式　　一般競争入札
(4) 納 入 期 限　　令和９年３月３１日
(5) 仕 様 内 容　　別紙仕様書のとおり
(6) 納 入 場 所　　長与中学校(長与町丸田郷 194 番地)、
　　長与第二中学校(長与町吉無田郷 322 番地)、
　　高田学園さくら野校舎(長与町高田郷 1912 番地 1)

２　入札参加資格要件

この入札に参加できる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

(2)　長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成１７年要領第４号）第３条及び第４条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。

(3)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第２条第６号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(4)　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5)　会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

(6)　所在地における国税（法人にあっては法人税をいい、個人にあっては所得税をいう。）、道府県税及び都税（事業税をいう。）、市町村税並びに賦課金等を滞納していないこと。

３　契約事項を示す場所、入札説明書等の配布期間、受付期間及び取得方法

(1) 配布期間　　公告日から令和８年１２月７日（月）まで

(2) 取得方法　　長与町役場２階教育委員会教育総務課において取得し、又は長与町ホームページからダウンロードすること。

４　暴力団排除について

長与町暴力団排除条例（平成２４年条例第１７号）に基づき、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者は、入札に参加することができない。

なお、項番５(1)アに係る誓約事項に違反した場合は、契約解除等の措置を行う。

５　入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加希望者は、次の申請書及び添付書類（以下「申請書等」）という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア　競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式１）

イ　国税の未納がないことの証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が３か月以内のものとする。

ウ　都道府県税の未納がないことの証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が３か月以内のものとする。

エ　長与町税の完納証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が３か月以内のものとする。

オ　消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が３か月以内のものとする。

カ　同等品による入札を希望する場合にあっては、項番６により承認を得た同等品承認申請書（様式３）の写し

(2) 申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法は、次のとおりとする。なお、この提出期間内に申請書等を提出しない者、及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができないものとする。

ア　提出期間　令和８年１１月２４日（火）から令和８年１２月８日（火）まで

※　土曜日、日曜日及び祝日を除く、９時００分から１７時００分まで

イ　提出場所　項番１８「書類提出先・問合せ」に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限るものとし、アの提出期限までに担当課必着とする。

(3) 申請書等の審査結果は、令和８年１２月９日（水）１７時００分までに電子メール又は電話連絡により通知し、後日、入札参加資格確認通知書を送付するものとする。

(4) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

6　質問・同等品申請について

入札に関して質問がある場合は、質問書（様式２）に質問内容を、同等品申請がある場合は、同等品承認申請書（様式３）に同等品内容を記入の上、カタログ等の規格が分かる書類を添えて、電子メールにて提出すること。

(1) 提出期間　　令和８年１１月２４日（火）１５時００分　から
　　令和８年１２月４日（金）１５時００分　まで

(2) 提出先　　長与町教育委員会教育総務課管理班：kyouisomu@nagayo.jp

(3) 回答　　令和８年１２月７日（月）１７時００分までに、全ての質問、同等品申請に対し、随時電子メールにて回答するものとする。

7　入札説明会

入札説明会は、実施しないものとする。

8　入札に関する事項

(1) 郵送による入札とする。入札書の提出は、項番１８「書類提出先・問合せ」で指定する場所に、一般書留又は簡易書留のいずれかにより、次に示す日を配達日とした配達日指定郵便で郵送すること。

ア　配達指定日　令和８年１２月１８日（金）

※注意　配達日指定郵便は原則として、差出日の翌々日から起算して１０日以内です。指定日の３日前までには、郵便局に差し出してください。

(2) 入札書の日付は、入札書作成日を記載すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書（様式４）に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、入札書の記載事項（首標金額を除く。）について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。

(5) 入札者は、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。

(6) 提出した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札者が１者であっても、入札を執行するものとする。

(8) 入札回数は、１回とする。

(9) 二重封筒により郵送するものとし、入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び同封するものについては、「【別紙】入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び同

封するもの」を参照のこと。

(10) 競争入札参加資格確認結果通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、開札の前日１７時００分までに入札辞退届（様式７）を項番１８「書類提出先・問合せ」で指定する場所に提出すること。

9　開札に関する事項

(1) 開札日時及び場所

ア　開札日時　令和８年１２月２１日（月）１０時００分

イ　開札場所　長与町役場２階第２会議室

(2) 開札の立会いは、応札者であれば立ち会うことができる。ただし、１業者１名とする。

(3) 立会いを希望する者は、開札日前日までに項番１８「書類提出先・問合せ先」に連絡すること。

(4) 立会者が２名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせ、最低立会者を２名とする。

10　入札の無効

次に掲げる場合は、その入札は、無効とする。

(1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令例規の規定又は契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

(4) 入札者が他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

(5) 入札者が談合して入札したとき。

(6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

(8) 項番８「入札に関する事項」に指定する以外の郵送方法によるもの

(9) 指定配達日以外の日に到着したもの

(10) 入札書に記名押印（押印を省略できる場合を除く。）がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

11　落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) 入札が不調となった場合は、１回目の最低価格入札者より見積書を徴し、随意契約をすることができる。

(4) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に対し落札決定を通知するものとする。

12　入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の１００分の５以上の金額（その額に円未満の端数があるときは、円位に切り上げた額）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除されるものとする。

ア　入札に参加しようとする者が、入札保証金額以上の金額につき、保険会社との間に長与町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　入札に参加しようとする者が、過去２年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類として、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約であり、既に履行期間を終えているものの契約書の写しを提出したとき（その者が落札した場合において、契約を確実に履行するものと認められるときに限る。）。

(2) 入札保証金の納入期限

入札参加者は、長与町が発行する納入通知書により、入札書の郵送日までに、指定する金融機関において入札保証金を納入し、領収証書の写しを入札書と併せて提出しなければならない。なお、当該納入通知書は、競争入札参加資格確認通知と併せて送付する。

(3) 入札保証金の返還等

入札参加者は、下表の区分に応じ、入札保証金の返還に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、３０日以内に返還する。その際、入札保証金には利息を付さないものとする。

区　分	入札保証金の返還に係る請求書提出の時期
落　札　者	契 約 締 結 後
落札者以外	開 札 終 了 後

(4) 落札者が契約を締結しないとき。

落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、長与町に帰属するものとする。

13　契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の１００分の１０の金額（その額に円未満の端数があるときは、円位に切り上げた額）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除されるものとする。

ア　落札者が保険会社との間に長与町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　契約者が過去２年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団

体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を２回以上にわたって締結し、誠実に履行した実績を有するものであり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

(2) 契約保証金の納入期限

落札者は、長与町が発行する納入通知書により、落札決定の通知の日から７日以内に、指定する金融機関において契約保証金を納入しなければならない。なお、当該納入通知書は、落札決定通知書と併せて送付する。

(3) 契約保証金の還付

契約保証金を納入した落札者は、契約履行後に契約保証金の還付に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、３０日以内に還付する。その際、契約保証金には利息を付さないものとする。

14　契約書に関する事項

(1) 落札者は、契約書に仕様書を袋とじしたものを２部作成し、これに記名押印し、落札決定の通知をした日から７日以内に長与町長に提出しなければならない。

(2) 契約書は、長与町及び契約の相手方において、それぞれ１部を所持する。

15　前払い金

本契約において、前払い金の支払は、行わない。

16　不服の申立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として不服を申し立てることができない。

17　その他

(1) 申請書及び入札書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は、認めない。

(3) 提出された申請書等は、返却しない。

(4) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に、申請者に無断で使用しない。

(5) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

(6) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。

(7) 契約の履行に関して各種手続が必要な場合は、積極的に協力をすること。

(8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(9) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、同法施行規則等関係法令及び長与町財務規則等の関係例規の定めによる。

(10) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規程を承知の上、入札すること。

18　書類提出先・問合せ

長与町教育委員会教育総務課管理班（長与町役場２階）

〒８５１-２１８５

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷６５９番地１

電　話　　０９５-８８３-１１１１／０９５－８０１－５６８０（直通）

ＦＡＸ　　０９５-８８３-７１５１

E-MAIL　　kyouisomu@nagayo.jp

※　教育総務課での書類等の取得、問合せは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、９時００分から１７時００分までとする。